

# 田村市震災等復興ビジョン

平成24年3月策定

福島県田村市

目次

I.復興ビジョン策定の目的	2
II.復興ビジョンの基本理念	2
1 支え合いで実現する新しい地域づくり	
2 安全・安心の基盤づくり	
3 市民との協働で拓く未来づくり	
III.取組体制及び計画期間	4
IV.復興ビジョンが目指す目標	4
V.速やかな原状回復	4
1 生活基盤と産業インフラの復旧	
2 幅広い生活支援と心のケア	8
3 安心を取り戻すための情報提供	10
VI.新たな地域づくり	11
1 暮らしの再生	
2 地域産業の再生	13
3 災害に強い地域づくり	14
4 自然と共生する地域づくり	16
5 原子力災害からの復興再生	17
VII.取組施策	19
1 生活基盤と産業インフラの復旧	
2 幅広い生活支援と心のケア	25
3 安心を取り戻すための情報提供	28
4 暮らしの再生	30
5 地域産業の再生	34
6 災害に強い地域づくり	36
7 自然と共生する地域づくり	38
8 原子力災害からの復興再生	40
VIII.資料	42
(1) 被災経過	
(2) 被災状況	47
(3) 積算線量推定マップ	48

## I. 復興ビジョン策定の目的

平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源にマグニチュード9.0という世界でも100年に数回しかないと言われる規模の大地震が発生、直後に襲った巨大津波は、東北沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

このかつて経験したことのない激震は、地盤が強固で地震に強いと言われてきた当地方にも大きな爪痕を残した。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所では地震と津波により原子炉の冷却機能を喪失し、国際原子力事象評価尺度で最も深刻なレベル7という重大事故が発生した。もたらされた被害は時の経過とともに拡大の一途を辿り、収束の見通しが立たない現時点においても、全容の把握は困難な状況にある。

震災からの復旧、そして人類史上最悪の原発事故からの復興をいかに果たすか。福島県民、そして田村市民に突き付けられた課題はあまりにも大きく重い。

田村市震災等復興ビジョンは、市民がこの苦境に挫けることなく、復興に向けて力強く前進するため、東日本大震災復興基本法の規定に基づき、国の基本方針と福島県復興ビジョンの趣旨を踏まえつつ、福島県復興の一翼を担うとともに田村市の再生を期して策定するものである。

東日本大震災復興基本法

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。

## II. 復興ビジョンの基本理念

田村市誕生から5周年を迎えた平成22年度は、記念式典や日本女子プロバスケットボール公式戦などの記念事業を実施し、仕上げの事業として「NHKのど自慢」公開放送が年度末の3月13日に予定されていた。

市民の絆を強め、田村市を全国に情報発信しようとして計画された記念事業は、会場となる田村市総合体育館の設営もほぼ完了し、翌日の予選会を待つばかりであったが、震災発生後ほどなく、事業の中止が決定された。5年間の歩みを振り返り、新たなステップへ踏み出そうとした矢先、東日本大震災はその前途を茨の道に変えてしまったのである。

そこで、市民と行政が心をついにし、苦難の道を忍耐強く前進しながら田村市の再生を目指すための基本理念を以下のとおり定める。

### 1. 支え合いで実現する新たな地域づくり

3月12日早朝、原発事故に伴う双葉地方からの避難者の受け入れを決定、速やかに避難所の開設準備に着手したものの、毛布や衣類等の確保は困難であったため、防災行政無線を通じて広く市民に協力を呼びかけた。

そして、その日の夕刻までには多くの市民からの支援物資が集まり、その後も善意の輪は広がった。また、避難所での炊き出しや身の回りの世話など、多くの市民がボランティア活動に

取り組む姿があった。

未曾有の震災が東北地方を襲ったことは世界中の人々を震撼させたが、それにも増して、災害に向き合い、冷静にそして他人を思いやりながら行動する日本人の姿は、世界の人々に感嘆をもって迎えられた。

古くからの結いの文化が残る田村市でも、地域コミュニティは機能し、支え合い、分かち合いの絆は市民同士を強く結び付けている。田村市は、今後の復興においても、この見えざる力を活かし、新しい地域づくりに取り組んでいかなければならない。

## 2.安全・安心の基盤づくり

田村市ではこれまで大きな災害はなく、災害対策本部が設置されたのは平成19年9月7日の台風襲来以来である。

毎年、災害に備えての防災訓練等を実施してきたが、東日本大震災、特に原発事故による災害は、従来の想定を超える規模であり、市民そして行政に新たな課題を突き付けるものとなった。

起こり得ないと信じられていた原子力災害が発生した現実を踏まえ、これまでの火災や自然災害にとどまらず、想定されるあらゆる災害、事故に備えた対応が必要である。そのため、防災計画の見直しはもとより、避難所、避難経路、応急医療の確保、緊急物資の備蓄のほか、防災マップの整備や市民意識の向上など、有事に備えた全市的取り組みを推進する。

## 3.市民との協働で拓く未来づくり

少子高齢社会の進行、企業の業績低迷と就業機会の萎縮、農業の衰退と耕作放棄地の拡大など、田村市が抱える課題は震災以前から山積していた。そして、震災を機にこれら課題は深刻度と緊急性を増すとともに、原発事故による放射能汚染という新たな課題が付加されることとなった。

田村市の置かれている状況は、県内の他の自治体も同様ではあるが、他力本願に依らず、地域の持つ資源、特性、住民の力を結集して課題解決に取り組まなければならない。そして、その取り組みにあたっては、既成の慣行やルールに捕われず、柔軟な発想と実行力で躡<sup>つまづ</sup>きを恐れず果敢に挑むことが肝要であり、市民一人ひとりが持つふるさとを慕う心、行政が持つ組織力を駆使し、原状回復にとどまらず、以前から抱えてきた多くの地域課題も解決することを目標に、着実な歩みを進めていかなければならない。

### Ⅲ.取組体制及び計画期間

田村市の復旧・復興にあたっては、行政機関はもとより J A や商工会、森林組合などの産業団体、福祉団体、ボランティア組織、事業者のほか、何よりも市民一人ひとりがそれぞれの立場で役割を果たすことが期待される。

計画期間は10年間とし、国の東日本大震災からの復興の基本方針及び福島県復興ビジョンを踏まえ、復旧に力点を置く前期5年と復興に力点を置く後期5年として取り組むこととする。

### Ⅳ.復興ビジョンが目指す目標

震災と原子力災害がもたらした物理的・経済的被害は極めて甚大かつ深刻であり、この窮状からの1日も早い回復に取り組まなければならない。

さらに、すべての市民が求めるものは、心穏やかに安心して暮らせる日常の回復である。

誰もが不安なく過ごしてきた生活空間や大地の恵みである農産物が放射性物質によって汚染され、片時も被ばくの恐怖から逃れることのできないという精神的苦痛は、将来への希望さえも奪うものである。

そこで、田村市震災等復興ビジョンが目指す目標は、市民が安心して暮らすことのできるふるさとの再生による「心の復興」とする。

### Ⅴ.速やかな原状回復

#### 1.生活基盤と産業インフラの復旧

東日本大震災による被害は、巻末の資料に要約したとおりである。このうち地震による構造物被害は公共施設が大半であることから早急な対策が求められる。一方、経済、健康、環境、生活被害は、原発事故により飛散した放射性物質に対する不安に起因するものであり、その解消、解決は膨大な費用と時間を要するため、国及び県の取り組みと連携して対応することとする。

#### (1) 社会インフラの復旧

##### ①市道

市道の被災箇所数は、公共災害13か所、単独災害339か所である。単独災害復旧工事は4月末から着手し年内に完了している。また公共土木施設災害復旧事業は、被災額が確定し、年度内の復旧工事を目指す。

なお、警戒区域については公共土木施設災害復旧事業が1か所で、単独災害復旧工事は未調査であるため、警戒区域解除後に調査のうえ対応する。

##### ②農林業施設

農道、林道等の被災箇所数は、公共災害74か所、単独災害249か所（警戒区域は未調査）である。いずれも、来春以降の生産活動に支障を来さないよう、年度内の工事完了を目指して復旧工事を施行する。

##### ③上下水道施設、農業集落排水施設

上水道施設の被災箇所数は、導水管・配水管・給水管で121か所である。被災当日から復旧工事に着手し、8月22日ですべての復旧を完了した。

また、更新を進めて来た耐震管の整備率は船引地区77.9%、大越地区55.7%であり、次年度以降も引き続き計画的に更新する。

下水道施設の被災箇所数は、供用開始区域内の77か所でマンホールの浮上・沈下、管路（路面）の陥没等が発生しているため、年度内の復旧完了を目指して工事を施行する。

農業集落排水施設の被災箇所数は、11か所でマンホールの浮上・沈下、管路（路面）の陥没等が発生しているため、年度内の復旧完了を目指して工事を施行する。

#### ④市営住宅

市営住宅の被災箇所数は、29団地、62か所である。水道管や排水管、汚水管の損傷により一時避難を余儀なくされたものの、建物の全壊や半壊などの大きな被害は受けなかった。

8月までに16団地、29か所を復旧し、平成24年3月28日に全ての復旧工事を完了した。

### (2) 放射能除去対策

田村市内の年間累積被ばく線量は、航空機モニタリングの結果によれば、警戒区域と緊急時避難準備区域及びその周辺は概ね年間5ミリシーベルト程度、その他の地域については1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満である。市民が安心して暮らし、経済活動を営むためには除染が不可欠であることから、日常生活における追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）未満にすることを目標に実施する。

とりわけ、教育施設では既に表土の除去や高圧洗浄機による除染を実施したものの、更なる安全性確保のため、除染計画に基づく除染作業に取り組むこととする。

### (3) 帰還の実現

田村市内の一部が警戒区域と緊急時避難準備区域に指定され、警戒区域の121世帯381人は、全員が避難生活を余儀なくされたほか、緊急時避難準備区域の1,289世帯4,114人のうち、都路地区の873世帯2,618人も多くが避難生活を送っている。

緊急時避難準備区域は、9月末に政府の指定が解除されたことから、きめ細かな線量測定や除染のほか、家屋の修繕、小・中学校の再開など、住民が安心して帰還しこれまで通りの生活に戻るために必要な環境づくりに取り組むとともに、住民の帰還に向けての意向や要望の把握に努めるものとする。また、警戒区域の設定見直し後の対応についても検討することとする。

### (4) 産業の復旧

#### ①農業

20キロ及び30キロ圏内での作付制限と、放射能汚染を懸念して自主的に作付を断念するなどにより、水稻の566ヘクタール、葉たばこの364ヘクタールを主に、市内には多くの不作付農地が発生した。

さらに、原乳や野菜、肉牛等の出荷制限は農業経営に甚大な被害をもたらし、離農や減廃作に追い込まれる農業者も見受けられる。

また、風評被害は農産物の買い控えや販売価格の低迷などの影響を及ぼしており、その対

策として除染計画に基づいて農地の原状回復を図るとともに、モニタリングの徹底と情報の提供により消費者が安心して購入できるシステムの構築が不可欠である。

#### ②林業

田村市の民有林は20,106ヘクタールあり、大部分の山林において放射能汚染が懸念されている。また、警戒区域内には537ヘクタールの民有林があるが、立ち入りが禁止され、手入れもできないことから今後の荒廃が懸念される。

放射能汚染による杉材や原木シイタケ等の林産物の販売価格低迷や風評被害の解消、林内作業者の安全確保を図るためには、モニタリングの徹底と除染方法の確立が不可欠である。

また、野生鳥獣、特にイノシシからは基準値を超える放射性セシウムが検出され、自家消費ができない状況にあり、猟期内の狩猟を控えるハンターも多く、個体数の増加が懸念されることから、有害狩猟鳥獣捕獲報奨金制度を創設し、捕獲意欲を高め、併せて有害鳥獣による農作物の被害防止を図る。

#### ③商工業

市内には、震災で施設や設備に被害を受け生産活動の一部に支障をきたしている事業所や、原発事故の風評被害により、警戒区域はもとより区域外であっても生産設備を県内外へ移転している事業所があり、そのことによる従業員の配置転換や離職などが発生している。

また、生活環境が安定しないことが市民の消費意欲を低下させ、一般小売店の経営不振を招くことにより商店の休業、廃業などの要因の一つとなっている。

工場や生産設備に被害を受けた事業所の復旧と原発事故の風評被害により移転を余儀なくされた事業所の移転再開に向け、福島県が実施している中小企業等復旧・復興支援事業や資金繰り支援制度の周知・指導協力を行い復旧と創業の再開を促進する。

#### ④観光

田村市内の観光施設には、田村市の直営によるグリーンパーク都路と、田村市が指定管理者に運営を委託しているあぶくま洞、入水鍾乳洞、星の村天文台、星の村ふれあい館のほか、こどもの国ムシムシランド、スカイパレスときわが設置されている。

しかし、緊急時避難準備区域にあったグリーンパーク都路とこどもの国ムシムシランドは営業の休止を余儀なくされ、また、あぶくま洞は道路の損壊による大型バスの通行不能や原発事故の影響により、入り込み客数は10月末現在で対前年比85パーセント減という惨状にあるほか、併設されている星の村天文台も大型天体望遠鏡が地震により落下・破損という痛手を被り、休業に近い状態が続いている。

放射線量が比較的高い観光施設もあることから、これらの線量低減化対策を進めるとともに被災施設の復旧を図りつつ、県や県内の観光施設とも連携した誘客活動を展開する。

### (5) 雇用の確保と就業支援

市内で、原発事故の影響による事業所の移転や休業に伴う失業者は約50人、また市外や県外への転勤を余儀なくされた者は約140人に及んでいる。

リーマンショックにより急激に悪化した雇用情勢が未だ回復しない状況下で発生した震災や原発事故は、雇用環境の危機的悪化をもたらした。

今後、災害復旧関連の雇用は一時的に増加が見込まれるものの、持続的な雇用回復には時

間を要するものと予想されるため、当面は緊急雇用創出基金等を活用した雇用の確保を図る。  
また、県外等へ移転した事業所が市内に戻り事業が再開できるよう支援をする。

#### (6) 教育環境の原状回復

市内すべての小中学校は、4月6日に入学式・始業式を行い平成23年度の教育活動をスタートさせた。緊急時避難準備区域にある古道小、岩井沢小、岩井沢幼稚園、都路中学校そして震災により校舎が大きく損壊した菅谷小学校はそれぞれ市の廃校施設等を利用して学校を再開した。入学式・始業式出席率は98%を越えるものであった。

市内の幼稚園・小中学校においては、5月16日より、子どもたちの受ける放射線量を極力抑えるため、校庭や校舎内外の放射線量を測定し、情報把握に努めるとともに市のホームページでその数値を公表してきた。

子どもたちが安全に安心してのびのび学習する場の確保と屋外活動を制限せざるを得ない状況などを改善するため、すべての保育・教育施設の校庭の表土除去を行うと共に洗浄機を購入し、保護者や地域の方々の協力を得て除染を進め低減化に努めた。

また、屋外プールは、子どもたちの安全確保と排水の及ぼす影響を配慮し使用しないこととし、市内の屋内プールを利用して体育の授業を行った。

原発事故により市外に転出した児童・生徒の数は、小学生33人、中学生7人となっており、未だに避難生活を強いられており（平成23年11月末日現在）早期の施設設備の改修と通学路等の除染を早急に進めることが大切である。

- ① 市内学校施設の早期復旧に努めるとともに被災した菅谷小学校を含めた滝根地区3小学校統合校舎建設を進める。また、教育環境の充実と建物の安全性を確保するため、教育施設の大規模改造・耐震化事業等を進める。
- ② 避難先の教育条件を整備し、避難先で学習している児童生徒の学習する機会を確保する。
- ③ 避難生活も長期にわたり不安を強めていることから、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員などによる活動を充実し、子どもたちの心のケアに努める。
- ④ 学校、通学路などの放射線モニタリング調査を継続するとともに市や保護者、地域住民の協力により放射線量低減化を早急に進める。
- ⑤ 保健課と連携し、ガラスバッチ着用や甲状腺検査等きめ細かな健康診断を推進する。

社会教育施設等も公民館、体育館、運動場などが使用できないほどの被害を受けた。体育館、プール、陸上競技場などの被害がひどく特に、陸上競技場、大越町のプールを改修するには相当の工事費用と期間を要する。

このような状況により今年の年間計画で予定していた大会等はほとんどが中止又は延期となり、市民の皆様には不便をかけてしまった。

警戒区域及び緊急時避難準備区域であった都路地区は、運動場の地割れなどがあるため、他の地区より優先的に復旧し、市民ができるだけ早く地域に戻って生涯学習活動ができるよう除染作業と並行して工事を進めている。

他の地区も緊急を要する施設については、事前着工するなどしてできるだけ早く利用できるよう復旧工事を進めている。



都路公民館については、修繕は行わず行政局の2階に移転することとし、現在、設計を組み平成24年度には工事着工する予定である。

## 2.幅広い生活支援と心のケア

五感では知覚できず、長期間消滅することなく健康を脅かし続ける放射性物質は、市民に大きな不安を与え、とりわけ成長期の子供や妊婦は成人に比して放射線の影響が大きいことから、健康を案じて田村市を離れた市民も多い。

また、平成23年9月末に緊急時避難準備区域の指定は解除されたものの、未だ帰還できない多くの住民が不自由な避難生活を余儀なくされている。

震災と原発事故の被災は市民全てに及んでいるが、支援が必要とされる避難者に対しては特にきめ細かな生活支援と心のケアを継続する必要がある。

### (1) 健康管理拠点施設「田村市放射線健康管理センター」の整備

常葉保健センター内に田村市放射線健康管理センターを併設し、放射線の被ばく検査や長期にわたる市民の健康管理体制を構築する。

#### ①放射線被ばく検査

妊婦及び乳幼児、小中学生を対象に積算線量計を配布して外部被ばく量の測定を実施し、これらのデータ活用を図りながら、市民の不安解消につなげる。

また、ホールボディカウンターを設置し、県で実施する内部被ばく検査と連携し、長期にわたり市民の健康管理を行う体制を整備する。

#### ②県民健康管理調査

福島県は、全ての県民を対象に健康管理調査を実施し、長期にわたって放射線被ばくの影響を調べることにしている。健康調査は、事故発生後から現在までの生活状況を正確に把握するための基本調査、詳細健康調査として血液検査等の個別健診、18歳未満の甲状腺検査等を実施することとしている。市としてこの取り組みを後押しするため、県への情報提供や市民への周知、健診体制の整備を図る。

#### ③健診データの管理

放射線被ばく検査、県民健康管理調査のデータを個人ごとに管理できる体制を整備する。

#### ④健康相談・心のケア

地震や放射線の影響による長期間にわたる不安が続くことにより、市民のストレスは高まっている。ストレスによる健康への影響を軽減するため、震災直後から健康調査や健康相談を実施するとともに、専門家による心の相談を定期及び随時開催してきた。今後も継続して臨床心理士等専門家による心の相談を行い、市民の心のケアに努める。

#### ⑤講習会・講演会の開催

放射線について正しく知るための情報提供や、疑問や不安に対して具体的にどう対応すれば良いかなどを提案する講習会や講演会を実施し、誤解や思い込みによる精神的ストレスの解消に努める。

## (2) 避難住民の生活支援

警戒区域と緊急時避難準備区域にある世帯は1,410世帯、4,495人である。このうち、仮設住宅に入居している市民は2月末現在で337世帯、983人、このほか借上住宅等に入居している市民は278世帯、923人である。

田村市では、緊急時避難準備区域の解除に対応した復旧計画を作成し、避難者が1日も早く自宅に戻り、本来の暮らしに戻るための環境整備を進めることとしているが、その間、避難住民の健康管理も含めた生活支援に努める。

### ①重度障害者及び寝たきり高齢者対策

警戒区域及び緊急時避難準備区域に居住していた方々が施設入所しているが、帰還が実現するまで入所を継続する。

また、市内には障害者の入所施設がないことから、施設の整備が急務である。

### ②高齢者世帯対策

警戒区域及び緊急時避難準備区域に指定され避難を余儀なくされた地域に限らず、放射能汚染を危惧し若夫婦が市外に転居するなど急激な核家族化が進行し、ひとり暮らしなどの高齢者世帯が急増している。

高齢者のエコノミー症候群や孤独死などが危惧され、地域支えあい事業などでの見守りや24時間地域巡回型訪問サービス、また、高齢者が安心して生活できる高齢者住宅整備などの生活支援対策が急務である。

### ③介護保険料及び利用料の減免措置

警戒区域及び緊急時避難準備区域に指定され避難を余儀なくされた市民については、介護保険料及びサービス利用の自己負担を減免している。

今後、警戒区域の見直しも行われるものと思われるが、避難期間が長期に及ぶことから、帰還が実現し生活が安定するまでの間の生活支援を検討する。

## (3) 保育所の広域入所対応と保育料の減免

田村市では、原発事故による双葉地方からの児童を常葉保育所などで預かる広域入所を実施しているほか、田村市の警戒区域等に住所がある児童で市内保育所に入所している児童について保育料の減免を実施している。

今後、警戒区域の見直しや、立ち入り規制期間の長期化に伴い、避難住民の転居の動きが拡大することが予想されることから、福島県と連携しながら保育所、幼稚園の受け入れ態勢を検討する。

## (4) 一部損壊住宅の修繕支援

地震による個人住宅の被災状況は、3月14日現在で全壊15戸、大規模半壊10戸、半壊156戸のほか、一部損壊は3,214戸にのぼる。

全壊、大規模半壊、半壊の被害に対しては、義援金や被災者生活再建支援法に基づく支援策が講じられているが、一部損壊被害は個人的に加入する地震保険以外に財政的な支援はないことから、田村市独自の支援策を講じる。

### 3. 安心を取り戻すための情報提供

原発事故の発生以来、放射線被ばくの危険性については様々な情報が流れ、市民からは誰を、何を信用してよいのか分からないという不安と戸惑いの声が聞かれる。

特に幼い子供を持つ親や妊娠中の女性の不安は大きいことから、被ばく線量と健康障害の因果関係の証明、基準値の信頼性の担保を国に求めるとともに、きめ細かい環境モニタリングの実施と公表に努め、市民等の不安解消を図る。

#### (1) 環境モニタリングと結果の公表

田村市は、3月15日に総合体育館での環境モニタリングを開始し、以後、常葉行政局、滝根行政局、大越行政局、都路行政局、岩井沢プール駐車場、移出張所と測定箇所を増やすとともに、1日に複数回の測定と結果の公表を行っている。

また、6月15日に市内115か所での測定を実施し、以後、月2回の環境放射線量調査を実施している。さらに、各行政局、出張所には簡易測定機を配備し、地区からの要望により随時、個別測定を行っている。これらは今後も引き続き行うこととし、市民の不安を解消するとともに、田村市の安全性をアピールする根拠として活用する。

#### (2) 飲料水、農産物のモニタリングと結果の公表

井戸水や自家栽培野菜等の放射能汚染に対する市民の不安を解消するため、7月11日から市独自の放射線測定検査を実施し、その結果を公表している。持ち込まれた検体数は野菜や果物を中心として4,228件(11月22日現在)にのぼるが、ほとんどの検体からは数値が検出されず、検出された707件もその値は小さく、市民の安心に寄与している。

引き続き、農産物や工業製品のほか、来年の作付に向けて土壌の放射線測定を行い、不安解消に努める。

#### (3) スポーツ大会等の招致

田村市の安全性と、大会等の開催が可能であることをアピールするとともに、総合体育館の使用料減免やモニター合宿助成金制度の導入により、スポーツ大会や合宿の誘致を図り、風評被害の払しょくに努める。

#### (4) 相談会や講習会の開催

放射線に関する正しい情報を提供するため、定期健康相談会、講習会や講演会を実施する。また、併せて免疫力を高める食事や家庭でもできる除染の方法など、具体的な対応策を提案することにより、誤解や思い込みによる精神的ストレスの解消を図る。

## VI.新たな地域づくり

### 1.暮らしの再生

応急的な原状回復の後は、震災等の発生以前から抱えてきた課題の解決を含めた、地域の再生に取り組まなければならない。それは、田村市の新たな地域づくりのスタートでもある。

安心な暮らしに必要な医療、教育、就業のほか、快適な暮らしのための移動や買い物など、利便性向上のための仕組みを構築する。

#### (1) 地域コミュニティの再生

東日本大震災は、人々に地域コミュニティやボランティア活動の重要性を再認識させるものとなった。災害発生時の高齢者や障害者の安全確保を図るため、日頃の安否確認や避難支援が不可欠であり、その体制を整えるうえで地域コミュニティやボランティアは大きな役割を担っている。

また、避難所や仮設住宅での高齢者の孤独化を防ぐため、住民同士の声かけや支え合いが不可欠であり、加えて高齢者の一人暮らし世帯が増加傾向にあることを踏まえ、生活支援と生きがいつくりのための仕組みを構築する必要がある。

市では、県のサポート事業や地域コミュニティ助成事業を活用し、伝統行事の継承や地域コミュニティの維持に取り組む地域や団体もあることから、これらの取り組みの支援と拡大に努める。

#### (2) 地域医療の確立

合併以来、課題となっている地域医療の確立については、田村医師会の協力を得て、夜間診療所の整備を検討しており、平成25年度内の実現を目指す。

また、高齢化が進行しているため、入院設備を備え、地域在宅医療を提供できる病院の誘致を検討する。

市内20か所の医療施設と田村地方夜間診療所で一次医療を担い、市内外の二次医療機関、さらには高度な医療を担う三次医療機関と連携を図り、市民が安心して必要な医療を受けられるよう医療提供体制の充実を図る。

また、都路地区の住民が帰還した後は、都路診療所が住民の健康管理に果たす役割が一層大きくなることから、医療機器と診療体制の充実を図る。

#### (3) 就業機会の拡大

市民が市内に定住するためには、就業の場の確保が大きな課題であり、特に、若者の就業機会を拡大することは、若者の定住促進と地域の活性化に直結することから、極めて重要である。

市は、民間企業の経営に資するための支援に努め、経営の安定と雇用の拡大を促すとともに、市としても職員の採用枠拡大を検討する。

#### (4) 生活基盤の再構築

日常生活を営むうえで、買い物機能と移動手段は不可欠であり、特に交通弱者と呼ばれる高齢者の増加に伴い、公共交通の充実が求められている。

田村市は、平成22年度に策定した地域公共交通総合連携計画に基づき、地域公共交通活性化計画を検討中であることから、効率的で利便性の高い公共交通システムを実現し、市民生活の向上を図る。

また、買い物機能についても、地元商店の減少により移動手段を持たない高齢者を中心に買い物に不自由を来していることから、各商工会との協議により、公設民営の商業施設整備を検討するほか、各商業者が取り組む消費者サービスの支援についても検討する。

#### (5) 学習環境の充実

子どもたちが安全に安心して学習できる環境を整備し、子どもたちの自立の基礎を身につけさせることが肝要である。また、長期にわたる放射性物質からの影響をできる限り減らし子どもたちの健康を守ることが大切である。

- ① 継続的な放射線量モニタリング調査を実施し、その結果をもとに除染を行い、放射線量の徹底した低減化を図る。
- ② 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう屋外でも安心して遊び、運動できる環境の整備を図る。
- ③ 子どもたちの不安や悩みを解消するためにスクールカウンセラーや心の教室相談員等を配置し、心のケアに努める。
- ④ 避難生活や放射線による健康への影響に対する健康管理を行い、子どもたちが生涯にわたって健康を保持できるように放射線等の教育を充実する。
- ⑤ 安全で安心な学校給食を提供するため、食材の放射性物質検査を実施するとともに測定結果を公表する。同時に健康教育及び食育を進める。
- ⑥ 田村市教育振興推進プログラムに基づいた教育施策を地域とともに推進し、田村市や福島県そして日本の将来を担う知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成に努める。

#### (6) 市を離れた住民との絆づくり

警戒区域や緊急時避難準備区域の指定により避難生活を余儀なくされている住民のほか、それ以外の地区においても放射線被ばくへの不安から市外や県外に転居した市民もいる。

国では、これら避難者が慣れない土地での生活に支障をきたすことのないよう、また転出した住民であってもふるさととの絆を失うことのないよう、避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律を制定し、支援策を講じることとしている。

この法律の指定市町村に該当する田村市では、田村市特定住所移転者に係る申出に関する条例を整備し、今後、住所を残したまま避難している住民や転出した市民との絆づくりに努める。

## (7) 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり

地域ぐるみの子育てに対する一層の支援のほか、保育サービスの充実や医療サービスの提供体制の強化など、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進め、魅力ある田村市を目指す。このため、子どもたちや親が安心して生活できるように放射線の低減化を図るとともに不安や悩みに対する相談体制の充実ときめ細かな健康診断等を進める。

また、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、屋外でも安心して運動ができる環境整備を図り、また、子どもたちが自ら健康の保持増進を図ることができるよう健康教育を進める。

## 2.地域産業の再生

震災以前から、農林業や商工業の振興を図ることは田村市の主要な課題の一つであったが、震災を機にその深刻度と緊急度は増している。震災や原発事故という最悪の環境下で、長年の懸案であった地域産業をどう再生させていくか、英知の結集が求められる。

### (1) 農林業

福島県たばこ耕作組合は、原発事故の発生に伴い平成23年産の葉タバコの作付を全県的に取りやめた。そして、平成24年産の耕作見込みは、耕作者数215人、耕作面積217ヘクタールと、対前年比で223人、119ヘクタールの減となっている。

2010農林業センサスによる田村市内の耕作放棄地は約1,400ヘクタールであり、たばこの廃作に伴う面積の拡大はさらに深刻さを深める。また、戦後の農業を支えてきた高齢農業者の引退が加速し、加えて農業後継者の減少にも歯止めがかからないことから、田村市の農業の再生は極めて厳しい状況にある。そのため、農作業受託組織や農業生産法人の設立及び企業の参入を促すとともに、認定農業者との連携を強め、大学や研究機関等の協力を得て新たな農産物の導入を検討し、田村ブランドの開発に努める。

また、林業については、杉材、原木ほだ木、野生きのこ等の豊富な林産品を有する田村市にあっては、山林の徹底的な除染や間伐によりその再生を図る。

### (2) 商工業

原発事故及び風評被害による県内外への自社工場すべて移転が2社、県外に一部移転が2社となっている。このことによる県内外への転勤者は140名、離職者は50名である。一方、市外からの移転と市内での移転操業事業所は9社となっている。移転操業を余儀なくされている事業所が大震災以前の状態に早く戻れるように環境整備を急ぐとともに、国・県の復興支援制度等の活用など、商工業の安定化に向けた官民一体の活動を推進することにより、一般商店街への波及効果が期待される活力の源泉とする。

また、市内への進出希望のある企業、事業所の把握に努めながら、県が創設した「ふくしま産業復興企業立地補助金」をはじめ「産業復興投資促進特区制度」を活用し、企業の撤退跡地や学校跡地への新たな誘致や、既存企業の増設など安定的な雇用の確保に努める。

### (3) 観光業

グリーンパーク都路とこどもの国ムシムシランドは、緊急時避難準備区域にあったことから営業を休止している。

地震による市道の損壊や落石による通行止めにより、営業を休止していたあぶくま洞は、ゴールデンウィークに合わせて営業を再開したものの、放射線に対する人々の不安、とりわけ子供の来洞者が激減したことにより、入込客数については対前年比で85パーセント減と低迷していたが、秋の行楽シーズン頃から徐々に回復の兆しがみえてきている。

観光業については今後も厳しい状況に変わりはないが、「放射能による田村市の観光地は怖い」というイメージを払拭するために、市内の各種団体や多くの市民の協力を得ながら、首都圏をはじめとする各地のイベントへ参加したり、高速道路のサービスエリア、JRの駅構内を利用した誘客活動を行うなど、官民一体となった観光地案内や特産品の販売を行うことにより、田村市の安心・安全を強くアピールしながら観光事業の再生に取り組む。

## 3.災害に強い地域づくり

大規模な地震や風水害のなかった田村地方は、安全な土地柄であることが企業誘致においてもセールスポイントの一つであった。

しかし、東日本大震災と原発事故は、田村地方も大規模災害と無縁ではないことを明らかにした。

今後は防災計画の見直しを含め、有事に備えたソフト、ハード両面での対策が求められる。

### (1) 地域防災計画

田村市地域防災計画は、合併後の平成18年に策定し、その後の台風災害等を教訓として平成22年度から見直し作業を行っている。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまでの防災計画の想定をはるかに超える国家の非常事態とも言えるものであり、このことを踏まえた防災計画の見直しが必須である。特に災害対策本部の組織体制等については、想定外の事態の連続と自ら被災する危険のある状況下であったにも拘わらず、職員の真摯な取り組みにより十分に機能したと言えるが、長期かつ広範囲に及ぶ業務を処理する過程では、班の編成や事務分掌の不都合もあったことから、再度の見直しが必要である。

更には、他の地域からの避難者の受け入れや、他地域への集団避難計画の作成をはじめ、長期にわたる避難所の運営や仮設住宅の整備のほか、災害救助や災害支援組織、救援物資の受け入れ、燃料や食糧の備蓄等、既存の防災計画にはなかった多くの課題について再検討する。

また、携帯電話の通話制限に対応した通信手段の確保、情報収集と共有の手法、本部に配置すべき事務機能のスペースの確保についても、新庁舎建設の中で考慮すべき課題である。

## (2) ICT環境の整備

行政から市民への情報伝達は、防災行政無線や広報紙等を活用しているが、遅滞なく確実に情報を伝達するためにはICT環境の整備が必要である。

国の第3次補正予算には、被災した地方公共団体が抱える課題について、情報通信技術を活用して効率的・効果的に解決する取組を支援するための被災地域情報化推進事業費が計上されていることから、地域の防災・減災や住民の安全を確保するためのシステムの構築を検討する。

注釈 ICT (Information and Communication Technology)

情報技術の総称であるIT (Information Technology) に、「Communication (通信)」の概念を加えた情報通信技術をICT という。米国、日本等の先進国では、「IT」の語が一般的に使用されてきたが、現在は、国連等国際機関、欧州、中南米、アジア各国において「ICT」の語が普及しつつある。

## (3) 地域防災力の向上

毎年、田村市では防災訓練を実施して地域防災力の向上に努めるとともに、ハザードマップを作成し、住民の意識啓発を図っている。

しかしながら、各家庭における防災用品の常備や避難場所、避難経路等の周知は徹底されず、大規模災害発生時には多数が被災する可能性も予想されることから、防災計画において地域防災力の向上について検討し、市民の理解と実践を働きかける必要がある。

## (4) ボランティア活動の充実

NPO法人等の活動の充実は、新しい公共という視点からも不可欠であり、田村市第2次行政改革大綱においても市民協働による行政運営の推進を掲げ、様々な取り組みに多くの市民が参画することを求めている。

NPO法人への対応は、それぞれの所管課が個別に対応している現状であるが、今後は総括窓口を設けることにより各団体と行政の連携を一元的に図るとともに、平成23年6月に成立した新寄付税制とNPO法の改正を受け、認定NPO法人の拡大と新規法人の立ち上げを支援することにより、災害対応に限らず、日頃からの協働システムを構築するなど、ボランティア活動の充実を図る。

## (5) 相互支援体制の整備

大規模災害発生時は、広域的な支援体制が不可欠であり、東日本大震災では関西広域連合による支援の取り組みが先進事例となった。

県の復興ビジョンにおいても、自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上が掲げられており、災害協定の締結など連携体制の整備について検討する。

## (6) 安全・安心な庁舎の建設

現在、新庁舎の建設に向けた検討を進めているが、建設にあたっては耐震性に優れ、災害時にも行政サービスに支障が生じないことはもとより、関係機関との連携による災害対策本部機能をはじめ、災害支援活動や緊急救助活動に対応可能な機能を備えた庁舎の建設をする。



(7) 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築

災害時に迅速かつ的確に対応できる保健・医療・福祉分野のスタッフと各機関相互の連携体制を確立することにより、災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築を検討する。

#### 4.自然と共生する地域づくり

原子力安全神話を信じて原子力政策を推進してきた日本は、レベル7という深刻な事故に直面し、これからのエネルギー政策の転換を余儀なくされた。

国内の総発電量に占める一次エネルギーの割合は、水力発電を除けば1%という低さであるが、地球温暖化対策によるCO<sub>2</sub>の排出規制や、有限の資源である化石エネルギーに依存し続けることは将来的に困難であり、無限とも言える再生可能エネルギーに速やかに移行することが必要である。

(1) 再生可能エネルギーの普及促進

田村市では、総合計画に自然エネルギーの活用を重要な施策の一つとして位置づけるとともに、田村市地域新エネルギービジョンに基づき、自然エネルギーの普及拡大に努めている。

太陽光発電システム等設置補助事業は、平成20年度以来年々要望件数が増えて来たが、原発事故を機に再生可能エネルギーの必要性が再認識されることにより、さらに設置要望は増加すると思われることから事業を継続拡大する。

また、小水力やバイオマスなど、その他の自然エネルギーの活用や蓄電池の普及についても導入可能性を検討する。

さらに、現在進めている新庁舎建設においても太陽光発電やペレットボイラーなど、環境負荷の低減に資する設備の導入を検討する。

(2) 再生可能エネルギー産業の振興

田村市は、風力発電事業所を2つ誘致する自然エネルギーの里であり、このことは、田村市が風力発電の適地であることを証明するものであることから、今後も市民の理解を得ながら事業者による事業の拡大を支援する。

また、その他の再生可能エネルギー産業の振興を図るため、積極的な誘致活動を展開する。

(3) 省エネ自動車の普及促進

田村市では、省エネ自動車の普及を図るため、公用車の更新時においてはハイブリッドカーや省エネ自動車の導入を進めている。

今後は、プラグインハイブリッドカーや電気自動車の普及が見込まれることから、公用車への積極的な導入を図るとともに、市民への普及促進を図る。

(4) 廃油リサイクルプロジェクトの推進

市民のリサイクル意識をより高めるため、廃油を利用した資源循環型の活動として、BDF（バイオディーゼルフューエル）の利活用と石鹸づくり活動を支援する。

既に取り組みが行われている家庭廃油の収集をシステム化するとともに、製造したBDFの公用車利用を推進する。

## 5.原子力災害からの復興再生

チェルノブイリ原発事故に匹敵する深刻な事故に至った東京電力福島第一原発事故の被害は、福島県内にとどまらず、東北、関東圏の広範囲に及んでいる。

しかし、福島県が被った被害は他県とは比較できないほど大きく、住み慣れた故郷を離れ、職場や仕事を奪われ、将来の夢や希望を失った県民は多数にのぼる。さらに今後の廃炉に向けた事故処理には数十年単位の時間を要すると言われ、再び元の暮らしに戻る将来は見通せない。

しかし、福島県民は互いの絆を強め、諦めることなく歩を進め、将来の世代には必ず、“うつくしま”を引き継がなければならない。この忌まわしい事故に打ちのめされることなく、むしろ、この事故により福島県民はより強くなったと、そして福島はより魅力的な県になったと語り継がれるように。

### (1) 原子力発電所の事故処理拠点の整備

田村市は、古くから双葉地方と中通りを結ぶ交通の要衝として重要な役割を果たしており、既存の磐越自動車道の活用や国道288号を拡充することにより、東電第一原子力発電所へのアクセスが高まることから、利便性の高い都路地区に事故処理に関わる企業の拠点や社員住宅等の誘致に積極的に取り組むことにより、迅速な事故処理の推進と地域の再生に寄与する。

### (2) 双葉地方被災住民の生活再建支援

原子力災害被災市町村の住民の中には、故郷への帰還を断念し隣接する田村市での生活再建を希望することも想定される。

その際、田村市としてその希望に応えることができるよう、空き住宅や宅地、農地の情報収集と提供に努めるとともに、住宅団地や被災者向け公営住宅の整備を検討する。

### (3) 幹線道路等の整備

国道では、相双方面へのアクセスが不可能な状態にあることから、物流の確保と復興事業等への利便性の向上を図るため、田村市都路地区から船引方面の国道288号と川内村方面の国道399号や田村市から飯館・相馬方面に通じる国道349号の整備を促進し、地域間の利便性を高める。

県道では、田村市から相双方面へ通じる主要地方道浪江三春線や小野富岡線、一般県道常葉野川線や富岡大越線及びあぶくま洞都路線や吉間田滝根線の拡充、さらには国道399号から分岐して檜葉町や広野町へ通じる道路の新設を働きかける。

市道では、「地域の安全で安心な暮らしを支える道づくり」、「広域的な連携・交流を促す道づくり」等を基本方針とする道路整備計画に基づき取り組んで来たが、災害救助や震災復興活動、企業立地や地場産業の振興支援のためには幹線道路の整備拡充が必要となることから、緊急に整備し、広域的なネットワークを形成する。

また、高速道路は磐越自動車道船引・三春 IC と小野 IC が設置されているが、田村市に新たな IC を設置することは、相双方面への復興支援活動において大きな効果が期待できることから、設置に向けての調査検討を行い、国・県及び NEXCO 東日本に対して整備促進を働きかける。

#### (4) FUKUSHIMA スタンダードの確立

食品中の放射性物質の基準値は、国際放射線防護委員会や CODEX 委員会などのガイドラインがあり、採用されている数値は国によって統一されておらず、日本に至っては事故後の 3 月 17 日に厚生労働省が急きよ設定した暫定の基準値である。

この不統一性が数値に対する信用を損ない、その結果、日本国内外を問わず風評被害につながっているとも言える。

この事故を契機に、国際的合意と信認に基づく基準値「FUKUSHIMA スタンダード」を確立すべく、日本政府に働きかけるとともに、その実現にあたっては、合意形成の場を福島県に設けることも求める。

#### (5) 研究拠点施設の誘致

政府は、福島県からの企業離れを防ぐため、国が主導して廃炉関連、除染・放射線モニタリング、放射線医学、再生可能エネルギー、医療・福祉機器・製薬産業の 5 分野の研究開発拠点を県内各地に分散するかたちでの立地を推進することとしている。

そこで、他の地域と比較して線量が低いという優位性と、双葉地方との結節点となる田村市のポテンシャルを生かし、研究拠点施設の整備を国に働き掛ける。

## VII.取組施策

### 1.生活基盤と産業インフラの復旧

#### (1) 社会インフラの復旧

件名	手法	工程表	
市道災害復旧事業	単独災害復旧工事は4月末から着手。補助事業個所は6月中旬までの災害査定により被災額確定。滝根町の1か所は合併施工のため年度末完成見込み。	H23.4～11	単独災復旧 352 か所、警戒区域除く
		H23.4～12	補助事業復旧 12 か所
		H23.11～ H24.3	滝根町、補助事業+単独事業の合併施工
		警戒区域解除後	補助事業 1 か所+未調査単独災害個所
農林業施設災害復旧事業	被害が各行政局管内全域に及び、工種が農林道、ため池、農地、用排水路であることから、早急な復旧を図る。	H23.7	災害査定、事業費確定（警戒区域を除く）
		H23.10	災害復旧工事着手
		H24.3	災害復旧工事完了
		警戒区域解除後	被災地の確認、復旧
上水道災害復旧事業	被災当日から随時本復旧を実施。石綿セメント管更新工事の補助事業が平成23年度で補助事業が終了するため、単独事業で継続する。給水管の被害は全て塩ビ管であったため、分水部からメーターまではポリエチレン管に指定する。	H23.3～8	災害復旧工事 121 箇所
		H23.8	分水部からメーターまでの間の管種はポリエチレン管に指定する。
		H24～H31	石綿セメント管の更新工事を継続して実施。
		H24	東京電力㈱との損害賠償の協議結果を踏まえて、滝根浄水場ろ過砂の更新工事を実施。
下水道施設災害復旧事業	公共災の対象にならない小規模な被災箇所が散在しており、3月以降随時補修を実施する。	H23.3～	単独災害復旧 77 か所
		H24.1	事業完了
農業集落排水施設災害復旧事業	農地災の対象となる4箇所を1地区として復旧、小規模箇所は随時補修する。	H23.3	単独災害復旧 10 か所
		H23.5	応急復旧工事施工
		H23.6	災害査定
		H23.7～ H24.1	本工事施工
都市公園等災害復旧事業	単独災害復旧事業は5月から工事に着手し8月に竣工。補助市街復旧事業は9月に着手し12月竣工。	H23.5～8	単独災害復旧工事 7 箇所
		H23.9～12	補助災害復旧工事 1 箇所

市営住宅災害復旧事業	被災市営住宅のうち、16団地 29 か所は 8 月までに復旧しており、平成 24 年 2 月までに全ての復旧を完了する。	H23.5～8	単独災害復旧工事 16 団地 29 箇所
		H23.9～	補助・単独による災害復旧工事
		H24.2	13 団地、補助 2 団地 4 箇所、単独 11 団地 29 箇所
老人福祉施設災害復旧事業	災害復旧工事は 6 月から着手し、10 月末に完了。	H23.6	屋内ゲートボール場 6 箇所、憩いの家寿楽荘災害復旧
		H23.8	みどり荘ほか 2 箇所災害復旧
		H23.9	船引北部デイサービスセンター外 1 箇所災害復旧
		H23.10	常葉老人福祉センター災害復旧
社会福祉施設災害復旧事業	船引総合福祉センターは、営業継続に最低限必要な修繕工事を実施。	H23.6	浴槽、トイレ、高架水槽修繕
		H23.11	窓ガラス、天井、柱、壁等修繕
		H24.1	防煙垂壁修繕
児童福祉施設災害復旧事業	6 月から復旧工事に着手、10 月末に完了。	H23.9	児童館 5 施設、保育所 3 施設

## (2) 放射能汚染除去対策

件名	手法	工程表	
学校教育施設線量低減化事業	市内学校教育施設の除染等	H23.8～9	表土除去(74,529 千円)
		H23.8	暑さ対策(扇風機購入)(445 台、4,397 千円) 高圧洗浄機による施設洗浄(33 台、2,646 千円) 線量計購入(89 台、10,452 千円)
放射能汚染除去対策事業	市内全域を対象として、優先度の高い地域、対象物から順次除染を行う。日常生活環境は平成 26 年 3 月末を完了目標とする。	H23.11	除染計画(第 1 版)策定
			各行政区長会へ事業概要説明
		H23.12	市民向け除染技術講習会
		H26.3.	日常生活環境の除染完了
線量低減化活動支援事業(県)	各行政区が実施する除染の取り組みを支援するため、50 万円を上限に補助する。	H23.8	行政区長説明会
		H23.9	申請受付(89 行政区)
		H24.2	事業完了
除染リーダー育成事業	除染の本格的な取り組みに向け、事業者を対象とするものと併せて、行政区ごとの除染リーダーを育成するための講習会を実施する。	H23.12	緊急時避難準備区域等の行政区対象に実施
		H24.1	市内各地区で実施
			以降、適宜実施

除染モデル事業（国）	除染の効果的方法を調べるため、都路町第9行政区において鹿島建設JVが作業を実施する。	H23.10	国からの事業計画説明
		H23.11	都路町行政区長会へ説明
		H23.12～	事業実施
		H24.2	

### (3) 帰還の実現

件名	手法	工程表	
緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画策定	平成24年3月末までに帰還環境づくりを完了する	H23.8	復旧計画策定
		H23.9	緊急時避難準備区域指定解除
		H23.11	復旧と除染計画の住民説明
避難地域のインフラ復旧事業	緊急時避難準備区域及び警戒区域の指定解除後、地区の上水道や道路等、社会基盤の復旧を図る	H23.12	緊急時避難準備区域のインフラ復旧
		H23.12	警戒区域の指定解除
		H24.1～	警戒区域のインフラ復旧
		H24.3	緊急時避難準備区域の復旧完了
指定区域内の飲料水モニタリング（国）	緊急時避難準備区域、警戒区域の井戸水、引き水の全戸調査を実施する。	H24.1	事業開始
警戒区域の見直し後の都路地区復興計画策定	原子炉の冷温停止を受けて警戒区域等の見直しが行われることを受け、都路地区に特化した復興計画を策定する。	H24.4	警戒区域の指定解除
		H24.5	都路地区復興計画検討
			住民意向調査
		H24.9	都路地区復興計画決定
		H24.10～	計画の実施

### (4) 産業の復旧

件名	手法	工程表	
農作物の不作付対策事業	農地の土壌調査を徹底し、放射性物質の飛散状況を詳細に把握し、情報を適切に提供するとともに、数多くの品目でモニタリング調査を行う。また、放射線量の高い地点は適切に除染する。	H23.4	水田35ヶ所を3キロメッシュで調査
		H23.6	畑を中心に70ヶ所を調査
		H23.7	農作物の放射能測定開始
		H23.11	緊急時避難準備区域の詳細調査
		H24～H26	吸収抑制剤の散布や深耕等による農地の除染
葉タバコの廃作に伴う新興作物の設定	葉タバコの栽培地は比較的優良農地であるため、その農地を利用した作物の	H23.11	葉タバコ廃作農家の営農意向調査
		H24.1	ねぎ、玉ねぎ、プロッコリー等、農地を多く使う作物の普及検討

	振興策とその支援策を検討する。	H24.4	トマト、ピーマン、インゲン等の作付支援
		H24 中	収穫機械や施設整備
農産物の風評被害対策	モニタリングを通じた安全性の確保。PR活動への支援強化。検査体制の強化		農作物放射能測定の継続
			汚染農地の土壌分析調査
		H24.7	大消費地での生産者による産地アピール
牧草の給与制限による畜産経営の悪化対策	牧草地の適切な除染を行うことにより、安全な自給飼料の確保を図る。	H23.12	除染計画の改定により、農地の除染方向を定める
		H24.3～	除染計画に基づく牧草の剥ぎ取り。吸収抑制剤を施用して反耕転・深耕を実施。
		H26.3	
基準超の家畜排せつ物対策	各農家が一時保管している堆肥は、その適正な保管の支援と仮置き場が設置された後に移動し、その後基準値以下の堆肥を生産する。	H23.9～11	牛飼養農家全戸の堆肥調査
		H24.3	一時保管に対する支援
		仮置き場設置後	堆肥の移動
農業系汚染物質の処理対策	汚染された農業用廃プラスチック等を焼却処理するための施設の確保と焼却灰の処理。	H24.	高規格焼却施設の整備要望
農地の土壌中の放射能測定	安全で安心な農業の振興のため、水田、畑等の詳細な土壌調査を行う。	H23.12	都路地区から事業開始
農産物の安全対策（農地の除染）	農産物から放射性物質が検出されないよう、適切な農地の除染を行う。 除染は、吸収抑制剤の施用と併せ、反耕転・深耕を実施する。	H23.12	除染計画の改定により、農地の除染方向を定める
		H24.3～	除染計画に基づく農地の除染
		H26.3	
基盤整備促進事業（小滝沢地区）	原発事故により警戒区域内の工事が中断していたが、警戒区域の見直し後に、調査を実施し事業完了を図る。	H24.6～	現地詳細調査を実施
		H24.8	事業中断区間の実施設計
			事業実施の要望
		H25.6～	工事再開
林産品の安全対策（山林の除染）	山林内の堆積物の除去や枝打ち、間伐を行い、山林内の環境の回復を図る。	H23.12	除染計画の改定により、山林の除染方向を定める
		H24.3～	除染計画に基づく山林の除染
		H26.3	

グリーンパーク都路復興シンボル事業	「復興の丘グリーンパーク都路 花公園」と名付け、ひまわりや季節の花を植える。	H24.4	復旧工事
		H24.5	ひまわりの種蒔き、植付け
		H24.7	施設再開
		H24.8	ひまわり開花イベント（灯まつり）
中小企業等復旧・復興支援事業	県が創設した中小企業等復旧・復興支援のための補助制度と資金繰り制度の周知・指導協力をを行うことにより被害を受けた事業所の復旧と再開を支援する。	H23.6～	企業への周知
		H23.7～	指導協力
中小企業復興支援信用保証料補給金交付事業	県が創設した中小企業制度資金「緊急経済支援資金」の利用者に対し、信用保証協会に支払った保証料の一部を交付することにより、事業活動に影響を受けている市内の中小企業者等の復興を支援する。	H23.7	企業等及び取扱金融機関への告知
		H23.8	申請書受付開始
		H24.3	事業終了
放射能測定機器購入補助金制度	原発事故の風評被害による取引先の要望等に対応するため、中小企業者等が購入する放射能測定機器購入費の一部を交付し、市内の中小企業者等の復興を支援する。	H23.7	企業等への告知
		H23.8	申請書受付開始
		H24.3	事業終了

(5) 雇用の確保と就業支援

件名	手法	工程表	
雇用創出対策事業	県外等へ転出した企業が田村市に戻るための支援。	H23.11～	移転企業の現状把握、補助制度の検討
		H24.5	
		H24.7	補助制度の施行
緊急雇用創出基金事業	緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用の場を提供する。	H24.2	雇用計画取りまとめ
		H24.3	募集、選考
		H24.4～ H25.3	事業実施



(6) 教育環境の原状回復支援

件名	手法	工程表	
公立学校施設 災害復旧事業	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担制度を活用し、被災した学校施設の復旧工事を実施。国庫負担制度に該当しない単独・小災害復旧工事についても4月から着手し、早期復旧を図る。	H23.4	災害復旧修繕 64 箇所、設計委託 20 箇所、災害復旧工事 41 箇所
		H23.4～12	国庫負担対象工事について、事前着工届。単独・小災害対象工事と併せて施工
		H23.9～ H24.1	国庫負担事業計画書の作成、提出 災害査定
		H23.12～ H25.3	災害裁定後、随時復旧工事着工（事前着工届提出校以外）
震災復興交付 金事業	震災復興交付金を活用し、学校施設における教育環境の整備を図る。	H24.6～ H25.3	・関本小学校校舎大規模改造工事 ・瀬川小学校校舎大規模改造工事
		H24.6～ H25.11	学校施設大規模改造工事（空調設置工事） 平成 24 年度 中学校 4 校 平成 25 年度 小学校 2 校 中学校 2 校
		H24.6～ H27.3	学校施設耐震化工事（補強・改築） H24 小学校 1 校（校） H25 小学校 3 校（体） H26 小学校 2 校（体）中学校 1 校（体） H27 H24 校舎等の耐震診断結果に基づき計画
		H24.5～ H27.3	滝根地区統合小学校建設工事 H24 用地買収・実施設計 H25～H26 校舎・体育館新築工事 H27.4 開校
社会教育、社会体育施設災害復旧事業	公立社会教育施設等災害復旧事業費国庫補助制度を活用し、被災した社会教育施設、社会体育施設、文化施設の復旧工事を実施。国庫補助制度に該当しない施設についても、4月から修繕、工事に着手し、早期復旧に努める。	H23.4～6	災害復旧修繕 39 箇所、設計委託 27 箇所、災害復旧工事 40 箇所
		H23.6～12	国庫補助事業対象工事について、事業計画書の提出
		H23.9	国庫補助事業第 2 次査定（12 施設）
		H23.11	国庫補助事業第 3 次査定（12 施設） 内定通知のあった施設及び事前着工届提出済の施設から着工
		H24.1	第 4 次査定（4 施設）

## 2.幅広い生活支援と心のケア

### (1) 健康管理拠点施設田村市放射線健康管理センターの整備

件名	手法	工程表	
放射線被ばく検査	個人積算線量計による外部被ばく線量測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく線量測定を行い県民健康管理調査と連携し、健康管理を行う。	H23.8～	個人積算線量計の配布測定 H24 年度 5月～ 妊婦・中学生までの子供 3カ月測定 6月～ 妊婦・高校生貸出 100個
		H24.2～ H24.3	県のホールボディカウンターによる内部被ばく検査 都路地域の妊婦と18歳以下の子供
		H24 年度	ホールボディカウンターの設置。 比較的線量の高いと推定される地区の妊婦や子供から順次測定開始。 全市民の内部被ばく検査を実施。
県民健康管理調査	基本調査(自記式質問票による)、甲状腺検査、個別健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査を実施し、放射線健康管理と生活習慣病予防、心の健康等長期にわたる健康管理を行う。	H23.10	質問票配布
		H24.1	個別健康診査(全市民)
		H24.2	甲状腺検査(0～18歳) 26年度以降 20歳まで2年ごと、20歳以降5年に1回
		H24.1	こころの健康度・生活習慣に関する調査 質問票配布
健康相談・心のケア	定期と随時の心の相談日を活用し、臨床心理士等専門家の相談を実施する。	H23 年度～	心の相談事業
		H23 年度 H24 年度 H25 年度～	母と子の放射線教室(4会場) 放射線教室(各5会場) 外部被ばく線量結果説明会(3方部) 放射線教室(3方部) 放射線教室 1会場
生活習慣病予防事業	健康診査及びがん検診、健康教育・健康相談を実施し、生活習慣病の予防と早期発見に努める。		継続事業 (H23 年度は自己負担無料)

(2) 避難住民の生活支援

件名	手法	工程表	
高齢者生きがいづくり事業	関係機関と連携し、引きこもりがちな高齢者を対象としたコミュニティの場の提供として高齢者サロンの拡充	H23.10、11	仮設住宅で「ひとやすみの会」実施
		H24.1	都路地区代表者との協議 条件が整った地区から実施
		H24.4	事業拡充
高齢者の住環境整備事業	空き校舎等を利用して50人程度の軽費老人ホームを誘致し高齢世帯の居住空間を提供する。また、入居費用負担が困難な世帯には軽減措置を講じる。	H25.4	転用する空き校舎等の選定 事業者の公募
		H25.8	施設整備補助事業の技術的援助
		H26・27	施設整備の技術的支援
		H27.3	補助要綱等の整備
		H27.4	入居
障害者入所施設整備事業	空き校舎などを利用して施設入所50人、生活介護50人、ショートステイ5人程度の障害者施設を誘致する。	H25.4	転用する空き校舎等の選定 事業者の公募
		H25.8	施設整備補助事業の技術的援助
		H26・27	施設整備の技術的支援
		H27.4	入所開始
介護保険料及び介護サービスの減免	警戒区域及び緊急時避難準備区域を対象に介護保険料及び介護サービスの自己負担を申請によらず減免。	H23.4～	保険料の全額免除
		H23.5～	介護サービス利用料免除
		H23.7	

(3) 広域入所と保育料の減免

件名	手法	工程表	
広域入所受け入れと保育所入所の行政サービスの提供	市内施設で実施している双葉地方からの広域入所について、原発避難者特例法に基づく特例事務として行政サービスを提供する。	H23.4	広域入所を受け入れ
		H23.11	原発避難者特例法に基づく特例事務の告示
		H24.1	特例事務として保育所入所行政サービスを提供

(4) 一部損壊住宅の修繕支援

件名	手法	工程表	
東日本大震災被災住宅修繕工事費助成事業	被災日に個人の住宅を所有し、市税の滞納がなく、一部損壊の被害判定を受けた住宅を修繕する場合、工事費が20万円以上で平成25年3月末までの修繕を対象に工事費の10分の1(上限10万円)を補助。	H23.12.13	補正予算議決
		H24.1	制度周知、申請受付
		H25.3	事業完了

### 3.安心を取り戻すための情報提供

#### (1) 環境モニタリングと結果の公表

件名	手法	工程表	
モニタリング ポスト整備事 業(国)	環境放射線モニタリング の継続とモニタリングポ ストの整備。	H23.9	文科省によるモニタリングポストの設置（モニタ リングポスト18箇所、リアルタイム線量計8箇所）
			市内定点モニタリング継続
リアルタイム 線量測定シス テム導入事業 (国)	文部科学省によるリアル タイム線量測定システム の設置	H23.12	小学校19校、中学校7校、幼稚園6園他
あぶくま洞線 量計測器設置 事業	観光客に一番身近な環境 の安全を実感してもらう ため、あぶくま洞の広場に 測定線量をリアルタイム で電光掲示する。	H24.4	業者選定
		H24.6	機器設置
簡易型放射線 測定器貸出事 業	本庁、各行政局、各出張所 の簡易型放射線測定器を 配備することにより、市民 が自分で線量を測定して 安心を確保する。	H23.11.15	市民告知
		H23.11.28	予約受付開始
		H23.12.1	貸出開始
放射能簡易分 析装置設置事 業(国・県)	本庁及び行政局に放射能 簡易分析装置を設置し、農 産物等の測定を行い、安全 性と安心の確保を図る。併 せて、装置の操作員を配置 する。		市民告知
			装置と操作員配置（消費者庁分5台）
			装置と操作員配置（県分1台）

#### (2) 飲料水、農産物のモニタリングと結果の公表

件名	手法	工程表	
飲料水モニタ リング調査 (国)	飲料水のモニタリング調 査と結果の公表を実施す る。	H23.3	国による飲用水（水道水）の放射能測定と結果公 表
		H23.4	飲用水（井戸水、引き水）の放射能測定と結果公 表（県・市）
農産物等の放 射能測定	方部ごとに検査日を設け、 市民からの持ち込みサン プルの検査と結果の公表 を実施する。	H23.7	事業開始
		H23.8	前月測定結果の公表
		H23.8～	8月分測定（以降、毎月実施）

(3) スポーツ大会等の招致

件名	手法	工程表	
県高等学校駅伝競走大会誘致事業	「田村の元気」の復活と風評被害を払しょくするため、県高校駅伝大会を誘致し、市民に元気と活力を与える。	H23.12	県高校体育連盟、県陸連へ要請
		H24.3～4	県高校体育連盟開催地決定
		H24.4～9	市高校駅伝誘致実行委員会
		H24.10	大会実施（男女）
スポーツ復興推進事業	市外から合宿誘致等で来市した団体に予算の範囲内で助成し、体育館、陸上競技場、クロスカントリーコースをセットでPRする。	H24.4～5	制度の検討
		H24.6～8	県内外の高校、大学に制度をPR
		H24.9	市内旅館組合との協議
		H25.4～	事業実施

(4) 相談会や講習会の開催

件名	手法	工程表	
放射線対策健康管理事業の結果の公表と説明	放射線外部被ばく、内部被ばく測定結果の公表と講習会、相談会等の開催により不安軽減を図る。	H23 年度～	心の相談事業
		H23 年度	母と子の放射線教室 放射線教室（各 5 会場） 外部被ばく測定結果説明会（3 方部）
		H24 年度	放射線教室（3 方部）
		H25 年度	放射線教室（1 会場）
リスクコミュニケーション事業	リスク管理について、質疑応答に重きを置いた講習会を地区毎に開催する。	H23.10	市内 12 か所で開催
		H24.5	市内 12 か所で開催
		H24.10	市内 12 か所で開催
小中学校における放射線に関する教育	児童生徒に放射線に関する正しい理解と自ら身を守る方法を指導する。	H24.5～	市内小学校 16 校 学級活動等
		H24.5～	市内中学校 7 校 理科・学級活動等

#### 4.暮らしの再生

##### (1) 地域コミュニティの再生

件名	手法	工程表	
福島県サポート事業支援 (継続)	県のサポート事業を活用し、伝統行事の継承や地域の魅力を再発見しようとする団体の取り組みを支援する。	H24.1	要望取りまとめ
		H24.2	事業採択内示
		H24.4～ H25.3	事業実施
地域コミュニティ助成事業支援 (継続)	地域コミュニティ助成金を活用し、伝統行事の継承や地域コミュニティの向上に取り組む団体の活動を支援する。	H23.11	要望調査
		H24.2	事業採択申請
		H24.4	内示
		H24.4～ H24.10	事業実施 実績報告
行政区長研修会 (継続)	各地区の取りまとめ役である行政区長の研修会を実施し、田村市が抱える課題に対する理解を深めるとともに、地域コミュニティの維持発展について認識を共有する機会とする。	H24.4	事業計画
		H24.7	研修会開催
地域支えあい運動	一人暮らし等の高齢者世帯が増加傾向にあり、その安否確認が困難となっている。そこで、地区毎の運動として、玄関や門前など他人の目の届く所に毎朝、黄色の旗を立て、夕方に取り込む等の方法で、地区民の安否をお互いに確認し合うなど、地域コミュニティの再生を図る。 また、犯罪予防のため参加地区全戸が旗を立てるようにする。各行政区長、民生委員等を通じて運動を周知し、取り組める地区から実施する。	H24.4	旗は全戸分を当初に準備する

(2) 地域医療の確立

件名	手法	工程表	
夜間診療所整備	地域医療の確立のため、田村医師会の協力を得て、夜間診療所の開設を検討する。	H24	診療体制及び施設の検討
		H25	事業実施
病院の誘致	高齢化が進行しているため、入院設備を備え、地域在宅医療が提供できる病院の誘致活動をする。	H24～	誘致活動

(3) 就業機会の拡大

件名	手法	工程表	
がんばろう福島!“絆”づくり応援事業(県)	仮設住宅等に入居している避難者を対象に就業の機会を提供し経済的支援を行う。	H23.8.22～	雇用開始
		H24.3	24年度雇用募集、選考
		H24.4	雇用開始

(4) 生活基盤の再構築

件名	手法	工程表	
公共交通活性化事業	JR、生活バス、その他の交通媒体を複合的に組み合わせることにより、交通弱者のモビリティ向上を図る。	H23.9	活性化計画素案作成
		H23.10	交通事業者との協議
		H23.12	公共交通活性化協議会での検討
		H23.2	活性化計画の決定
		H24.4	実施計画作成
		H24.6～	実証実験ほか
買い物機能向上事業	地元商店の減少により徒歩での買い物に支障をきたしており、移動販売や宅配サービスの手法を検討する。		

(5) 学習環境の充実

件名	手法	工程表	
スクールカウンセラー配置事業(県)	児童、生徒の精神的ストレスや健康不安を軽減するため、専門スタッフを配備する。		



心のサポート 地域連携推進 事業	中学校に心の教室相談員 を配置し、生徒の心のケア に努める。	H24.4	心の教室相談員配置
放射能測定シ ステム導入事 業	学校給食に用いる食材の 安全性を確保するため、放 射能測定のためのシステ ムを導入する。	H23.12	システム導入
簡易放射線量 計測表示器導 入事業	学校給食センターの施設 内外の放射線量を測定す るための機器を導入する。	H23.12	機器導入

(6) 市を離れた住民との絆づくり

件名	手法	工程表	
絆づくり事業	避難を理由として市外に 住まいを移している市民 との絆を維持するため、市 政だよりを毎月郵送する。	H24.1	特定移転者の届け出受付
		H24.4	市政だよりの送付開始
		H24.9	住所移転者協議会の設置検討

(7) 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり

件名	手法	工程表	
健康管理	県民健康管理調査の甲状腺検査、個別健康診査 放射線外部・内部被ばく線 量測定を実施し健康管理 を継続的、長期に行う。	H23.10	基本調査
		H24.1	個別健康診査
		H24.2	甲状腺検査
		H24.1	県事業のホールボディカウンターによる内部被ばく検査（都路地域）
		H24年度～	市整備のホールボディカウンターによる検査
		H24.1	こころの健康度・生活習慣に関する調査 妊産婦に関する調査
被災乳幼児と 家族の心のケ ア事業	不安やストレスを抱えた 乳幼児やその家族に対し て心の安定を図るため、乳 幼児健診時に問診による スクリーニングを行う。	H23.12	事業開始
乳幼児・児童 医療費助成事 業	医療費の自己負担分につ いて助成を実施する。		継続事業 中学生まで
		H24.10～	新規事業 中学卒以上18歳以下追加

乳幼児発達支援事業	障がい児等に対する相談・援助を行う。		継続事業
食育教室	子どもたちが自らの健康の保持・増進を図ることができるよう、健康教育と相談を実施し、食育を推進する。		継続事業

## 5.地域産業の再生

### (1) 農林業

件名	手法	工程表	
新たな担い手 創出事業	集落営農や農業生産法人、 企業参入等を促進するた め、大規模農業（10ha以 上）が実践できるよう、集 落内での話し合いを積極 的に進め、集落で選んだ担 い手への農地の集積を進 める。	H24～	各集落へ入っての話し合い活動の支援
			小規模農家の農機具の処分を含め担い手が農業で 生活できるよう各種施策を講じて支援
6次産業化に よる高付加価 値農産物の開 発	1次産品を最大限活用し て加工・販売が一貫して行 える体制の整備		工業・商業との連携による産品の開発支援
6次化商品開 発・販売実践 支援事業	J A たむらが実施する6 次化商品開発・販売実践塾 を通して、実践に移行しよ うとする生産者団体の支 援策を検討する。	H23.11	6次化商品開発・販売実践塾
		H24.2	実践塾終了
		H24.3	方針検討
安全な林産品 の生産	杉材、原木ほだ木及びシイ タケなど、豊富な林産品を 安心して出荷・販売できる 環境の整備		林家、森林組合との協働による山林の除染及び間 伐

### (2) 商工業

件名	手法	工程表	
雇用創出事業	ふくしま産業復興企業立 地補助金と復興特区制度 を活用した新規企業誘致 及び既存企業増設支援事 業や再生可能エネルギー 研究開発拠点整備への対 応。	①ふくしま産業復興企業立地補助金を活用した新規企業誘致と既 存企業増設支援	
		H23.12～	ふくしま産業復興企業立地補助金制度の周知
		H24.2～	ふくしま産業復興企業立地補助金申請支援
		H24.3	復興特区申請
		H24.4	復興特区税制優遇措置施行
		H24.6	復興特区緑地面積率緩和措置施行
		②新規企業誘致のための用地の確保等	
		H23.11	撤退企業との協議・調整、地域との調整(廃校)、優 遇措置の検討
		H24.4～	廃校の解体撤去

		H24.7	優遇措置の施行
ハム工房都路 再生事業	事業所を移転して事業を再開するための環境整備を行うとともに、事業の再開をPRする。	H23	補償交渉、方針検討
		H24	実施設計、建設工事
			事業再開告知
			開業

### (3) 観光業

件名	手法	工程表	
風評被害の払拭	モニタリングによる安全性をPRすることにより観光客を取り戻す。	H24.4～9	各種団体と一体となった安全性のPRによる誘客キャンペーンを行う。
あぶくま洞ゾーン開発整備事業	平成18年度に策定したあぶくま洞ゾーン開発整備計画の再検討を行い、園地、事務所、売店・食堂のリニューアルを行い、入込客の増加を図る。	H24.4	整備計画の見直し検討
		H24.9	整備計画検討委員会設置
		H25.3	整備計画決定
		H26.4	設計業務委託
		H26.11	施工事業者決定
		H26.12	第1期工事着手
		H27.4	第1期工事完了
田村市観光活性化計画策定	あぶくま洞、こどもの国ムシムシランド、グリーンパーク都路など、市内の観光施設の再活性化計画を策定し、誘客の促進と経営の安定化を図る。	H24.6	観光活性化検討委員会の設置
		H25.3	観光活性化計画策定
		H25.4	事業開始

## 6.災害に強い地域づくり

### (1) 地域防災計画

件名	手法	工程表	
第2次田村市 地域防災計画 策定事業	平成18年度に策定した 防災計画の見直し作業中 であるが、今回の震災等の 教訓を活かし、大規模かつ 長期に及ぶ東日本大震災 等への災害対応を踏まえ、 災害対応組織の見直しを 含め、より詳細かつ実践に 即した計画を策定する。	H24.4～12	震災を教訓とし、田村市地域防災計画の検証作業
		H25.1～ H16.3	今後示される国の防災基本計画、県の地域防災計 画を指針とし、田村市地域防災計画の見直し

### (2) ICT環境の整備

件名	手法	工程表	
情報連携シス テム構築事業	携帯メール、エリアワンセ グ、Wi-Fi など身近なメデ ィアを重層的に活用し、住 民への情報伝達手段の多 様化・高度化を実現する。	H24	情報収集及び実現可能性の検討
		H25	
Wi-Fi スポッ ト整備事業	災害発生時の携帯電話利 用制限に対応し、メール送 受信環境を整備する。	H24.4	フレッツ光ネクスト配線工事
		H24.4	供用開始（船引コミュニティプラザ、あぶくま洞）

### (3) 地域防災力の向上

件名	手法	工程表	
燃料、資材等 の確保	市内石油業組合、ガス組 合、商工業者との連携を強 化し、非常時の燃料、資材 等の確保を図る。		
災害時要援護 者登録制度	自然災害が発生した際、高 齢者及び障害者のみの世 帯で、避難に手助けが必要 な方に対する避難支援を 行う。	H24.1	登録申請開始

(4) ボランティア活動の充実

件名	手法	工程表	
NPO総合担当窓口の設置	市内で活動する各NPO法人の横断的担当窓口を企画課に設け、活動支援及び新規設立支援を行う。	H24.4	企画課企画調整係の事務分掌に位置付け
		H24.5	市内NPOの活動実態調査
		H24.7	NPO連絡協議会（仮称）立ち上げ

(5) 相互支援体制の整備

件名	手法	工程表	
姉妹都市交流事業	スポーツや交流事業を通して姉妹都市交流を拡大推進する。	H23.10	放射線量の測定及び除染
		H24.2	中野区への積極的な交流と施設環境整備の働きかけ

(6) 安全・安心な庁舎の建設

件名	手法	工程表	
本庁舎建設事業	本庁舎建設において、免震構造の採用や多目的ホールを整備するなど、災害に対応可能な庁舎を建設する。	H23 年度	基本・実施設計、建物解体、造成
		H24 年度	建設工事着工
		H25 年度	建設工事
		H26 年度	建設工事完了、附帯工事

## 7.自然と共生する地域づくり

### (1) 再生可能エネルギーの普及促進

件名	手法	工程表	
新エネルギー普及対策事業 (継続・拡大)	太陽光発電システム設置補助事業に加え、太陽熱、ペレットストーブについても普及促進を図る。	H24.1	田村市地域新エネルギービジョンの成果検証
		H24.1～	事業拡大の検討
		H24.2	補助要綱改正(予定)
		H24.4	事業の拡大
田村市庁舎新エネルギー導入事業	新庁舎建設にあたり、再生可能エネルギーの先導的導入を検討する。	H23.8	基本設計
		H23.12	実施設計業務委託
		H24.12	建築本体工事
新エネルギー等導入促進基礎調査(水力開発導入基盤整備調査)	(財)新エネルギー財団が実施する調査事業に応募し、小水力発電事業の実現可能性を検討する。	H24.6～11	流量調査
		H24.12	添付資料作成
		H25.1	調査要望(自家消費型地点)
		H26.4	採択、調査実施
入水鍾乳洞小水力発電導入事業	調査の結果を受け、入水鍾乳洞の洞外を流れる川にマイクロ水力発電を設置し、周辺施設の電力として活用する。	H24.1	事業検討(文部科学省の許可を含む)
		H25.4	事業者選定、計画策定
		H26.5	地域新エネルギー導入促進事業要望
		H26.8	事業採択、実施
遊休農地を活用した太陽光発電施設整備事業	特区などの活用により、太陽光発電施設を遊休農地に整備し、土地の有効利用と自然エネルギーを活用し地域の活性化に資する。	H24～25	情報収集、特区の申請、売電システムの構築、法人立ち上げ、無利子の制度資金の整備等
		H26	対象農地の募集、設計等
		H27	工事、供用開始
バイオマス発電施設整備事業	林地残材、製材廃材や農業残さ(稲わら、もみ殻、家畜ふん尿等)のバイオマスを有効利用し、発電事業の実現可能性を検討し、新規エネルギーとして活用する。	H24.6	事業検討
		H25.4	基礎調査(法令手続含む)
		H26.4	事業計画策定
		H29.4	事業申請
		H30.4	事業採択、実施

### (2) 再生可能エネルギー産業の振興

件名	手法	工程表	
スマートタウン実証実験の検討	特定非営利活動法人 超学際的研究機構の地域課題解決アドバイザー派遣	H24.1	事業計画策定
		H24.3	支援事業応募
		H24.4	事業開始

	事業を活用し、再生可能エネルギー導入の課題等について検討する。		

### (3) 省エネ自動車の普及促進

件名	手法	工程表	
省エネ自動車の公用車導入と普及促進	公用車の更新にあたっては、従来のHVに加え、PHVやEVの導入を検討するほか、市民への普及促進を図る。	H24	公用車更新ガイドライン作成 省エネ自動車普及PR
		H25～	ガイドラインに添った更新
PHV, EV用充電スタンド設置の検討	新庁舎の整備と併せて、プラグインハイブリッド車や電気自動車の普及を見据えた充電スタンドの設置を検討する。	H23.8	基本設計
		H23.12	実施設計業務委託
		H24.5	実施設計完成

### (4) 廃油リサイクルプロジェクトの推進

件名	手法	工程表	
家庭廃油収集活動	市民活動として定着している家庭から出る廃油の回収システムの普及支援を行う	H24	
BDF利活用事業	一般家庭や学校給食センターから出る廃油のBDF製造委託を行うとともに、ゴミ収集車の燃料として活用する。	H23	
		H24.1	田村市学校給食センター供用開始、廃油供給
			BDFの利活用拡大



## 8.原子力災害からの復興再生

### (1) 原子力発電所の事故処理拠点の整備

件名	手法	工程表	
廃炉拠点施設等誘致事業	1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップが策定中であることから、この計画の全容が明らかになった以後、田村市の担える役割について関係機関に訴求する。	H23.11	中長期ロードマップ策定指示
		H23.12	ステップ2目標達成
		H23.12	第1次福島県復興計画公表
		H24	中長期ロードマップ公表 関係機関からの情報収集

### (2) 双葉地方被災住民の生活再建支援

件名	手法	工程表	
長期帰還困難者のための住宅供給事業	長期帰還困難地域の対象住民には、国や自治体による土地の借り上げや買い上げ、復興公営住宅の提供が検討されることから、移住希望者向けの住宅や宅地を提供する。	H23.12	原子炉の冷温停止、ステップ2終了
		H24	長期帰還困難地域の設定 国による対象住民の土地の処分、復興公営住宅等の検討
		H24	県が設置する住まいの復興に向けた連絡調整会議での協議 基本計画に沿った適地の選定
住宅、宅地、農地斡旋事業	空き住宅、宅地、農地の情報収集と情報提供により、双葉地方被災住民の生活再建を支援する。	H24.4	提供可能な空き住宅等の情報収集
			被災住民の要望把握
			斡旋

### (3) 幹線道路等の整備

件名	手法	工程表	
中浜アクセス幹線道路整備要望事業	原発の廃炉や相双地方復興の前線基地となる田村市から浜通りに通じる国道288号と399号や349号のアクセス性向上のため、田村市内への新たなインターチェンジの設置検討と、連携する主要国、県道及び市道の拡充など幹線道路整備を国、県に提案、要望する。	H17～	田村市道路整備計画に基づく幹線市道の整備
		H21～	インターチェンジ設置のため継続して調査検討し要望する
		H23.12.16	原子炉の冷温停止、ステップ2終了
		H24	廃炉に向けた工程の公表
		H24	国、県によるアクセス道路の検討を提案、要望

(4) FUKUSHIMA スタンドアードの確立

件名	手法	工程表	
FUKUSHIMA スタンダード 確立要望事業	放射線に関する安全基準 値が国によって異なる現 実を踏まえ、この統一を図 る取り組みを国県へ要望 する。	H23.12	県復興計画への組み入れ要望
		H24.10	国際放射線防護委員会の県内開催 要望提案

(5) 研究拠点施設の誘致

件名	手法	工程表	
放射性物質の 除去及び再生 可能エネルギー 研究拠点施 設等誘致事業	長期に及び放射線量の測 定と除染作業の拠点施設 や、再生可能エネルギー関 連の研究機関誘致に取り 組む。	H23.12	第一次県復興計画決定
		H24	国、県における事業検討
			情報収集と誘致活動
スマートタ ウン実証試 験候補地要 望事業	国、県が実施するスマート グリッドモデル地域の選 定にあたり、都路地区を候 補地として要望活動を展 開する。	H23.12	第一次県復興計画決定
		H24	国、県における事業検討
			情報収集と誘致活動

VIII.資料

(1) 被災経過 (※印は田村市以外の事象)

月日	時	事象	避難状況		
			時	施設	人数
3月 11日 (金)	14:46	田村市震度6弱 宮城県北部 震度7			
	15:00	田村市災害対策本部設置			
	15:50	第1回本部会議(被害状況の収集を指示)			
	17:30	第2回本部会議(被害状況報告)			
	19:55	第3回本部会議(避難情報報告、対応指示)			
	22:00	※政府が第一原発半径3kmの住民に避難指示			
12日 (土)	5:44	※第一原発の避難区域を半径10km以内と拡大	10:00	2	700
	6:15	※大熊町から避難者受け入れの要請	10:20	5	1,253
	6:53	都路体育館、古道小体育館、常葉体育館、田村市総合体育館で対応の調整	11:20	5	1,910
	6:59	避難所の受入体制指示(避難所表示、案内板設置)	12:00	7	2,890
		職員全員招集	13:15	7	3,090
	8:03	第4回本部会議(経過報告)	13:30	8	3,890
	15:36	※第一原発1号機で水素爆発、建屋損壊。	14:00	10	4,325
	17:00	第5回本部会議(状況報告及び指示)	15:00	11	5,779
	18:25	※第一原発の避難区域を10km以内から20km以内に拡大	15:40	12	6,635
	20:10	県からの電話連絡を受け、都路地区に避難指示	15:50	12	6,825
	20:55	都路地区から船引小、船引中、総合福祉センター、船引南小へ避難	16:20	12	7,005
	19:20 現在避難者内訳：都路町275人、船引町16人、南相馬市26人、浪江町86人、双葉町315人、大熊町4,297人、富岡町1,348人、檜葉町15人、広野町5人、葛尾村7人、川内村20人、不明847人	19:20	13	7,257	
13日 (日)	9:04	第6回本部会議(状況報告及び指示)	8:30	14	7,802
	13:00	※第一原発3号機燃料棒が一部露出、弁を開き蒸気放出。 圧力容器に海水注入開始	12:30	17	8,355
	18:10	第7回本部会議(状況報告及び指示)	13:50	18	8,359
		総合体育館に避難者用発信専用仮設電話(15台)設置	15:00	18	8,039
			16:30	17	8,066
14日 (月)	9:30	避難者名簿を市のホームページで公表	12:00	10	8,066
	11:01	※第一原発3号機で水素爆発、建屋損壊			
	11:50	第9回本部会議(第一原発3号機の対応について)			
		文化センター、船引公民館、船引小・中学校、総合福祉センター、保健センターの避難者2,754人を総合体育館とデ			

		ンソー東日本へ移動			
	16:34	※第一原発 2 号機の圧力容器に海水注入。燃料棒が全部露出、弁を開き蒸気放出。			
15 日 (火)	6:14	※第一原発 2 号機の原子炉下部で爆発、格納容器の一部破損。4 号機でも爆発、出火。建屋の破片から放射能汚染を検出。	8:30	11	6,871
	11:15	※県知事の会見で判断し、20~30km 圏内の住民に屋内退避を指示。	13:30	11	6,706
		船引高校の避難所(380 人)を田村市避難所として対応決定。			
16 日 (水)		総合体育館、自衛隊による入浴提供施設設置。	8:30	11	5,133
		JA たむら本店・支店、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、各郵便局営業休止。			
17 日 (木)	10:00	船引高校の避難者(115 人)をデンソー東日本へ移動	8:30	10	4,393
	18:00	環境放射能モニタリング測定値を防災行政無線で公表開始(市内 2 か所)。			
18 日 (金)	10:00	環境放射能モニタリング測定値ホームページで公表開始。	8:30	10	3,767
		※JA たむら本店・支店営業再開			
20 日 (日)		※総合体育館多目的広場に自衛隊本部を設置(第一空挺団; 隊員 250 名、車両 60 両)。	8:30	9	3,256
21 日 (月)		滝根(滝根、入新田)、大越(大越、高柴)、常葉(受水槽、山根)、船引(水道事業所)の水道水を採取、日本分析センターに送付。	8:30	9	2,645
22 日 (火)		福島県原子力センター福島支所が実施した水道水の緊急時モニタリング調査結果判明。田村市水道水(水道事業所)から 3 月 17 日 348Bq(ベクレル)/kg、18 日 317Bq/kg の放射性ヨウ素を検出。	8:30	9	2,578
25 日 (金)		避難所新設(常葉公民館; 常葉町黒川、田代、堀田地区市民、北移南移コミュニティプラザ; 船引町横道地区市民)、自主避難を広報。	8:30	9	2,438
26 日 (土)		水道水から放射性ヨウ素 107 ベクレル検出、妊婦と乳児を対象にミネラルウォーター(3%)を配布。	8:30	9	2,390
29 日 (火)		環境放射線モニタリング測定に滝根(0.21)、大越(0.31)、移(0.89)の 3 か所を追加。※( )の数値は 11~12 時の数値。	15:00	10	2,177
31 日		※磐越東線船引~郡山、1 日 8 往復で運行再開。	13:00	9	2,072
4 月 1 日		※今回の震災を「東日本大震災」と呼ぶことに持ち回り閣議で決定。	15:00	9	2,072
3 日		旧春山小学校、滝根体育館、大越体育館、常葉体育館、常	15:00	7	1,497

(日)		葉保健センターから大熊町の避難者が退去、会津若松市に移動。			
4日 (月)		双葉町からの避難者が猪苗代町リステル猪苗代に移動。	13:00	6	566
		総合体育館及びデンソー東日本から大熊町の避難者が退去、会津若松市に移動。			
8日 (金)		都路地区避難者全員が旧春山小に移動し、デンソー東日本避難所を閉鎖。	15:00	5	327
13日		※JR磐越東線船引～小野新町駅間の運行を再開。	15:00	4	346
21日 (木)		※22日午前零時から福島第一原発の半径20km圏内を災害対策基本法に基づく「警戒区域」に設定し、立ち入りを原則禁じることを発表。	15:00	4	337
		菅総理が総合体育館を訪問。			
25日 (月)		総合体育館から船引町就業改善センターへ移動（避難者40人）、総合体育館は閉鎖。	15:00	4	316
5月 8日		田村市陸上競技場でのスクリーニングは終了。県中保健福祉事務所に集約される。	15:00	4	304
15日 (日)		※計画的避難区域に指定された川俣町と飯館村で住民の避難始まる。	15:00	4	275
22日		都路地区の76世帯、130人が一時帰宅を実施。	15:00	4	267
27日 (金)		※福島県は医療関係者らでつくる「県民健康管理調査検討委員会」の初会合を開き、約200万人の県民全員を対象に健康調査を実施し、長期間にわたって放射線被ばくの影響を調べることを決定。	15:00	4	266
30日 (月)		田村市震災等復興ビジョン推進本部会議設置要綱を告示。	15:00	4	264
6月 2日		都路地区の警戒区域において、車持ち出しのための一時立ち入り実施。参加者6名。	15:00	4	222
12日 (日)		福祉の森に整備した仮設住宅37戸の入居開始。旧春山小避難所から15人が入居。	15:00	4	205
26日		船引運動場の仮設住宅179戸への入居開始。	15:00	4	158
30日		※伊達市の104地点、113世帯を特定避難勧奨地点に指定。	15:00	4	86
7月 8日 (金)		※南相馬市から東京の食肉処理場に搬入された食用の牛11頭の肉から国の暫定基値を上回る1キログラム当たり1530から3200ベクレル放射性セシウムが検出される。	15:00	4	83
14日 (木)		※細野大臣は、衆議院の震災復興に関する特別委員会で、秋から来年初めを目標にしている原子炉の冷温停止の達成が、警戒区域を解除して住民の帰宅を認める前提になるとの考えを示す。	15:00	4	83

16日 (土)	※菅総理は、郡山市で第一原発周辺12の市町村の長らと会談し、事故の収束に向けた工程表の最初の節目となる「ステップ1」の目標をおおむね達成できたことを報告。	15:00	4	83
22日 (金)	※県は、8月末までに1次、2次避難所557か所を終了。猶予期間2カ月(10月末)の間に全面閉鎖する方針を発表。	15:00	4	82
8月 5日 (金)	※政府は、原発から半径3キロ圏内の地域について、今月中旬以降、モニタリングを実施したうえで一時帰宅を認める方向で調整に入る。	15:00	4	74
6日	第二運動場仮設住宅への入居開始。	15:00	4	64
7日	御前池公園仮設住宅への入居開始。	15:00	4	53
10日 (水)	船引就業改善センター避難所に常駐していた大熊町職員が会津若松へ移動、避難所を閉鎖。旧春山小の避難者7名が仮設住宅へ移動、避難所閉鎖。		2	0
31日 (水)	※東電は、1~4号機の廃炉に向けた作業工程案を初めて公表。			
9月 8日	※野田総理が福島県を訪問し、被災自治体の市町村長と意見交換。			
20日 (火)	都路地区で、第2回目の一時帰宅実施。112世帯、260人参加。			
29日 (木)	復旧計画(概要版)を緊急時避難準備区域と警戒区域の住民に発送。			
30日	緊急時避難準備区域の指定解除。			
11月 14日	復旧計画及び除染計画について、都路行政区長会で概要を説明。(住民説明会は11月17日、21日実施)			
16日 (水)	※福島県は、福島市大波地区の農家が収穫した米から630ベクレルの放射性セシウムを検出したと発表。			
20日	仮置き場設置についての住民説明会を開催。			
22日 (火)	除染計画について、大越町行政区長会に説明。 (28日、常葉町と滝根町)			
24日	グリーンパークで事業者向け除染講習会を実施。			
28日	水道の凍結防止のための一時立ち入りを実施(～29日)。			
30日 (水)	※佐藤知事は、県の復興計画に、県内の全ての原発を廃炉にすることを東電と国に求めるとする文言を盛り込む考えを表明。			
12月 7日	田村市と田村医師会が災害時医療協定を締結。			
16日	※事故の収束に向けた工程表の「ステップ2」を完了を宣言			

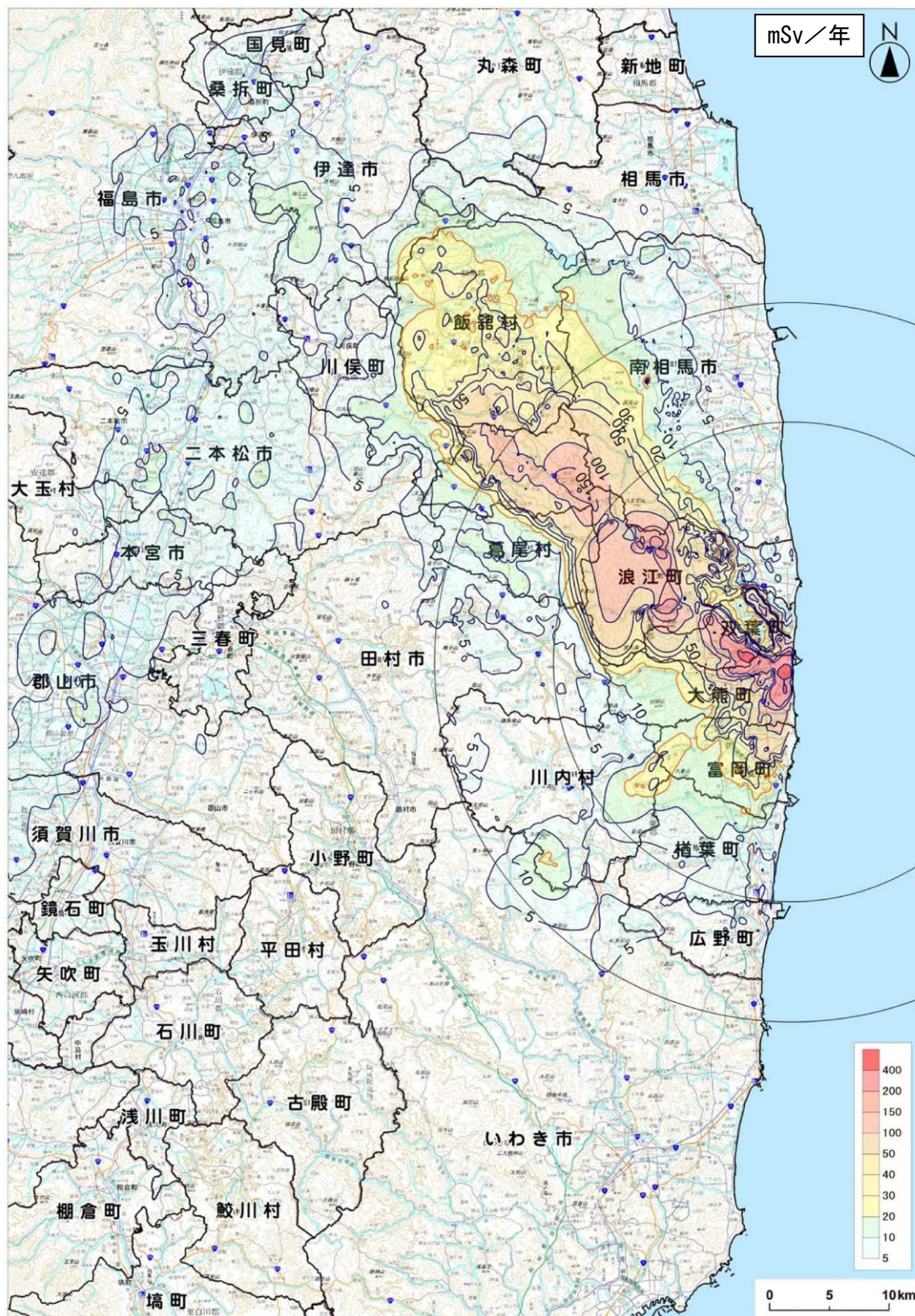


## (2) 田村市の被災状況

被災項目		規模・数量	被害額(千円)	備考
人的被害	死者	1		
	重傷者	1		
	軽傷者	4		
構造物被害	市道	353箇所	241,700	
	農林業施設	323箇所	507,572	農林道、ため池、用排水路
	上水道	121箇所	26,645	
	下水道	77箇所	10,800	
	農業集落排水	11箇所	47,026	
	庁舎等	12施設	33,442	本庁、行政局4、出張所6
	学校教育施設	64施設	1,127,904	幼稚園2、小学校42、中学校20
	社会教育・体育施設	39施設	290,814	
	都市公園	8施設	18,559	
	観光施設	4施設		あぶくま洞、グリーンパーク都路、星の村天文台、ムシムシランド
	老人福祉施設	13施設	10,657	
	社会福祉施設	1施設	6,522	総合福祉センター
	児童福祉施設	8施設	3,020	保育所・こども園4、児童館4
	市営住宅	29団地	19,740	62箇所
	個人住宅等	3,395戸		全壊15、大規模半壊10、半壊156、一部損壊3,214
経済被害	倒産			
	廃業・休業			
	企業移転	4施設		全部移転2、一部移転2
	失業	約50人		
	農産物の作付制限等	944.8ha	1,712,000	水稻566、葉たばこ364、園芸作物14.8ha
	畜産物		946,000	肉牛移動制限36頭、豚6,780頭、鶏364,000羽
	水産業		100,000	イワナ
生活被害	仮設住宅入居者	983人		337世帯(2月28日現在)
	借上住宅入居者	888人		270世帯( )
	公営住宅入居者	35人		8世帯( )



# 積算線量推定マップ (平成24年3月11日までの積算線量)



平成24年1月11日24:00までの実測値を使用

背景地図：電子国土

文部科学省放射線モニタリング情報ホームページより